

# ライフサポート団信付住宅ローン

新規の方も  
借換えの方も

もしもの際にも、安心をプラス

## 地銀協ライフサポート団信制度

【団体信用就業不能保障保険および  
3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険】



### 「万への備え」に「ケガや病気への備え」をプラス

死亡 または 所定の高度障害状態	に該当したら………	住宅ローン残高が
リビング・ニース	余命6か月以内と判断されたら………	住宅ローン残高が
3大疾病	悪性新生物と診断確定されたら………	住宅ローン残高が
	脳卒中・急性心筋こうそく で所定の状態が60日以上継続したら………	住宅ローン残高が
ケガや病気	所定の就業不能状態が3か月を超えて継続したら 以後の継続している期間においては………	月々の 住宅ローン返済が
	さらに 所定の就業不能状態が12か月を超えて継続したら………	住宅ローン残高が



ただし、住宅ローン残高が0円となるには所定の条件※があります。

また、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。

※所定の条件については、P3「一般社団法人全国地方銀行協会ライフサポート団信制度の概要」をご覧ください。

### 住宅ローン金利は通常金利に年0.3%加えたものとなります。

#### ご利用いただける方

住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入時の年齢が満18歳以上満51歳未満、完済時の年齢が満76歳未満の方

#### ご注意ください！

●悪性新生物（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方および告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方はご加入いただけません。●告知内容により、生命保険会社が加入をお断りする場合があります。●お借入金額（保険金額）は他の地銀協団信制度と通算して最高1億円までとなり、また5,000万円を超えるときは生命保険会社所定の専用診断書の提出が必要になります。●お借り換えにもご利用いただけますが、借り換え前に加入していた団体信用生命保険からの継続的な保障は受けられません。●お支払事由の詳細や保険金等が支払われない場合など、この保険の詳細については、この書面のP2・P3および「申込書兼告知書」添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずお読みください。

※リフォームローン1000は対象外です。



お取扱商品および金利につきましては、お近くのごうぎん窓口までお問い合わせください。

株式会社山陰合同銀行 チラン(セL)314(2022.4改)  
MY-A-2-2-LF-002126

# この保険制度の特徴

## 地銀協ライフサポート団信制度

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下\*)はP3をご参照ください)  
 ※お支払事由により、お支払いの時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

死亡	死亡されたとき						
高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき(*1)						
リビング・ニースング・	余命6ヵ月以内と判断されたとき(*) <small>(*)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。</small>						
新悪性生物	所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(*2)						
3大疾病	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、 ①その脳卒中の治療を目的として病院または診療所において手術を受けたとき(*3)[2015年10月1日以降に受けた手術が対象] または ②その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(*4)						
急性心筋こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、 ①その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき(*3)[2015年10月1日以降に受けた手術が対象] または ②その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(*4)						
ケガや病氣	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border-right: 1px solid black;">保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(*5)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき</td> <td style="width: 33%; border-right: 1px solid black;">就業不能状態の継続期間 4~12ヵ月</td> <td>就業不能状態が12ヵ月を超えたら</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: none;">→</td> <td style="text-align: center; border: none;">毎月の ご返済額を保障</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(*5)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき	就業不能状態の継続期間 4~12ヵ月	就業不能状態が12ヵ月を超えたら	→	毎月の ご返済額を保障	
保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(*5)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき	就業不能状態の継続期間 4~12ヵ月	就業不能状態が12ヵ月を超えたら					
→	毎月の ご返済額を保障						

### 【お支払いのイメージ図】

住宅ローン残高を保障し完済

### 「所定の就業不能状態」について (\*5)

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

入院	在宅療養
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること 「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所	① 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設	② 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。



# 一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート 団信制度の概要

特徴	ライフサポート団信制度は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金等受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。					
保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金	リビング・ニーズ特約保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保険金額等	<p>保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。</p>					<p>給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヶ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。</p>
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<p>○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときを含みます。）</p>					
	<p>○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中に陥られたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払の対象とはなりません。）</p>					
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<p>○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</p>		<p>○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払の対象となります。)</p>		<p>○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠・出産 ○頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>	
	保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約からの脱退	○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき		○融資について期限の利益を失ったとき ○所定の年齢に達したとき			
(備考)	<p>*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい傷害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>*2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保障金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> <p>*3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。</p> <p>*4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保障金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。</p> <p>*5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>					
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険		
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)			明治安田生命保険相互会社		

- ・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート 団信制度の概要」は地銀協ライフサポート 団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関する説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

■ 個人ローンセンターまたは、お近くのごうぎん窓口へお気軽にご相談ください。

**個人ローンセンター**  
(土日営業しています)

松江 TEL 0852-55-1119 鳥取 TEL 0857-39-5070  
出雲 TEL 0853-22-6330 米子 TEL 0859-31-2321

---

営業時間 / 平日：9:00~16:30 土曜・日曜：10:00~16:00 休業日 / 祝日・年末年始・ゴールデンウィーク



2022年4月1日現在